

地方自治法第199条の規定による定期監査(行政監査を含む)の結果に基づく措置状況について通知を受けたので、同条第14項の規定により次のとおり公表します。

令和8年1月30日

朝倉市監査委員 田原 誓成
朝倉市監査委員 半田 雄三

定期監査の結果に基づく指摘事項の措置状況

対象範囲 令和7年度予算執行状況及び事務事業執行状況

対象部局 福祉事務所

指 摘 事 項	措 置 状 況
<p>[現金取扱事務]</p> <p>任意団体の会計事務処理において、任意団体等の会計事務処理マニュアルでは、受領した現金は、当日又は金融機関の翌営業日までに預金口座に入金しなければならないとされているが、受領した現金を約1か月金庫に保管し、預金口座への入金が遅れていた。</p> <p>[文書管理事務]</p> <p>レスパイト事業の利用申請に係る助成金交付決定通知について、電子起案により交付決定の伺いをしているが、交付決定通知書の添付がなされないまま決裁がされていた。</p>	<p>[現金取扱事務]</p> <p>月締めのチェックの際に入金処理の失念が発覚しました。</p> <p>現在は、任意団体等の会計事務処理マニュアルの標準様式の出納簿に変更して入出金を明確化し、漏れや遅延が発生しないようチェック体制を強化しています。</p> <p>[文書管理事務]</p> <p>電子起案の決定通知の添付漏れと、決裁時の確認不足が原因であると考えられます。電子決裁では、添付書類の開封に時間を要するため、紙文書で内容を確認するが多く、その結果、電子決裁の確認が不十分となり、見落としが発生したものです。</p> <p>今後は、添付文書の確認を徹底し再発防止に努めます。</p>

対象部局 DX推進室

指 摘 事 項	措 置 状 況
<p>〔契約事務〕</p> <p>①物品購入の入札事務において、指名業者のうち一部の業者に対し、納入する物品の仕様に関する質問・回答書の内容が周知されないまま入札が執行されていた。</p> <p>②物品購入の契約事務において、納入する物品の仕様に関する質問・回答書の内容が反映されないまま、契約書が作成されていた。</p>	<p>①業者への連絡状況の管理・把握が不十分であったため、必要な情報が辞退届を提出した業者に周知されませんでした。</p> <p>②質問への回答内容を契約書に反映する事を失念していたこと、また、複数人による確認が不十分であったことが原因です。</p> <p>今後は、指名業者への連絡状況を一覧で管理し、全業者に対して質問・回答書の内容を確実に周知します。質問・回答書の内容に基づき仕様を変更する必要がある場合は、必ず仕様書を修正し、公開情報も正しく更新します。また、複数人で確認することで、手続きの漏れや誤りを防止します。これらの対応を職員間で共有し、入札や契約の公平性と正確性を確保します。</p>

対象部局 総合政策課

指 摘 事 項	措 置 状 況
<p>〔文書管理事務〕</p> <p>補助金等交付事務手続きにおいて、事業補助金等確定通知書に記載された補助確定額に誤りがあるにもかかわらず決裁がされていた。</p>	<p>確定通知書を誤って前年度の確定額で作成し、電子起案文書に添付した後に誤りに気付いて正しい金額で再作成しましたが、その際に添付データの差替を失念していました。また、決裁時においても、額の誤りに気づかず決裁処理を行っていました。なお、相手方に交付した確定通知書は正しい通知書であることを確認しました。</p> <p>今後は、確定通知書作成の際に、実績報告書との照合を担当者及び決裁者において徹底し、再発を防止します。</p>

対象部局 子ども未来課

指 摘 事 項	措 置 状 況
<p>[契約事務]</p> <p>製作業務委託において、物品の製作、納品及び製作数量に関する条項が必要であったにもかかわらず、そのことが業務委託仕様書には記載されていなかった。</p>	<p>本事業に係る製作内容、納品及び製作数量等については、事前に確認していましたが、業務委託仕様書作成時に記載が漏れていました。これは、仕様書作成時における確認が不十分であったこと、また、複数人による確認体制が整っていなかつたことによるものです。</p> <p>今後は、仕様書の作成段階や契約前に、担当者以外も含め複数人で確認する体制を整え、再発防止に努めます。</p>